

甲賀市地域福祉(活動)計画策定委員会 第1回策定委員会議事録(要約版)

日 時：2005年8月10日 午後2時～午後4時30分
場 所：甲賀市社会福祉センター中会議室

甲賀市地域福祉(活動)計画策定委員会事務局

第1回 甲賀市地域福祉(活動)計画策定委員会 議事録

次第

- 1 あいさつ
- 2 策定委員自己紹介
- 3 研修会
- 4 協議事項
- 5 その他(質疑)

配布資料

- ・第1回甲賀市地域福祉(活動)計画策定委員会次第
- ・市町村における地域福祉のより一層の推進に向けて～市町村地域福祉計画の策定のために～
- ・甲賀市における地域福祉(活動)計画の課題と方向
- ・厚生労働省「地域福祉計画」ホームページより抜粋
- ・甲賀市地域福祉計画に関わる基礎調査～旧5町のデータをふまえて～ その1、その2

事務局：それでは、定刻が参りましたので、第1回甲賀市地域福祉計画策定委員会を開催いたします。最初に、本市助役、今井恵之助よりご挨拶をさせていただきます。

1 あいさつ

今井助役：

皆さんこんにちは。本日は暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。本来ですと、市長が挨拶をすべきところ、業務が重なってしまい、本日は欠席しております。勝手ながら代読をもって市長よりの挨拶とさせていただきます。何卒よろしくご理解のほどをお願いいたします。

(市長挨拶の代読)

時節の挨拶(略) この度、皆様には、甲賀市地域福祉計画策定委員をお受けいただき、厚く御礼を申し上げます。さて、平成12年に開設されました社会福祉法におきましては、地域住民の方々や、社会福祉事業を行っていただいている方などが相互に協力して地域福祉を推進することを目的として作成されました。そして、その方策として市町村は、地域福祉計画の策定を求められております。そうしたことから、事業の推進を図るには、さまざまな社会的支援を必要とする人やその支援がどれくらいあるのかといった生活課題の改善となるよう、行政、地域、そして市民一人ひとりが何をしなければならないかを、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉といった枠を超えて、総合的に計画を立てる必要があります。現在、市全体の総合計画は先陣を切って策定されていますが、総合計画とリンクさせながら、福祉分野において、総合的に計画を立てるということは、行政として、社会福祉協議会と連携しながら、提供しなければならないサービスを明記し、そこで、どんな人が甲賀市に住み、どんな支援をどのくらい必要としているかを図り、新市建設計画の基本構想の一つであります「地域が一体となって支えあう健康・福祉のまちづくり」の実現を深めることであります。

委員の皆様におかれましては、平成17年、18年と2年間に渡り大変ご苦勞をおかけすることになりますが、その間に貴重な御意見と御支援等をいただき、地域福祉計画が策定されるまで、何卒よろしく願いいたします。平成17年8月10日甲賀市長中嶋 武嗣。

事務局：それでは続きまして、本市社会福祉協議会会長西川欣一よりご挨拶をさせていただきます。

西川会長：

時節の挨拶(略) 市長の挨拶にもございましたように、社会福祉法の改正にともないまして、地域で社会福祉の推進を図ることが行政課題となっていますが、社会福祉協議会も、地域福祉の推進を図ることが法的にも定められております。そうした意味で、行政と社会福祉協議会とが一体となって、地域福祉を推進していくことが重要であると思っております。(略)

皆様の広いご意見により、より良い計画が策定されることを願っております。

(今井助役退席)

2 策定委員自己紹介

事務局：それでは、一回目の開催のため、自己紹介をお願いいたします。策定委員会名簿はお配りしております次第の一番後ろにございます。

(所属と名前を自己紹介)

3 研修会

事務局：それでは委員の皆様には、来年度までの2ヵ年間、甲賀市における地域福祉計画ならびに地域福祉活動計画の策定に関わっていただきますので、計画の持つ意味、また、甲賀市の持つ課題、方向等について、立命館大学産業社会学部教授津止先生よりお話をお聞きいただきたいと思えます。津止先生には、地域福祉の第一人者として、大学側に協力を要請いたしましたところ、快くお引き受けいただいたという経緯がございます。それでは、津止先生よろしく願いいたします。

津止委員：

ご紹介ありがとうございました、立命館大学津止でございます。2年間に渡り、甲賀市の地域福祉計画の策定に関わることができ、大変光榮に思っております。とてもひとりではできませんので、今日出席しておりますメンバー(軽く紹介)に加えて、今日は欠席していますが、滋賀大学の黒田先生や甲賀市の市史編纂に関わっている種智院大学の向井先生等がメンバーとなって計画策定に向けて勤めて参ります。これからどうぞよろしく願いいたします。

それでは、地域福祉計画、地域福祉活動計画とは何かということを私がお話をするよりも、最もリアルに表現しているビデオがあります。それをまず見ていただくと、地域福祉(活動)計画とはこういう地域を作ろうとしているのだなということが分かっていただけるのではないかと思います。NHKで放送している「ご近所の底力」という番組をご存知でしょうか？私はこの番組が地域福祉計画の醍醐味を最もよく示していると思っております。今日皆様と一緒に見る内容は、2003年5月に放映された番組です。内容は、前月の4月に紹介されたあるまちのその後を取り上げたもので、1ヶ月間のまちの取り組みや変化の様子を紹介しています。

簡単に説明しますと、東京都杉並区の馬橋区という地区は、空き巣に狙われたまちで、3日に1回は空き巣被害があるという地域です。被害に悩んだ住民は、空き巣に狙われないまちの作りかたを教えてほしいとNHKの門を叩きました。NHKは全国ネットですから、空き巣被害を克服した全国のまちの実践を紹介することができます。空き巣やまちの安全を住民自らの手で勝ち取った地域の成功例を紹介し、馬橋区の文化や伝統、地域条件、人々の関わり合いを踏まえて、馬橋区ではどのような対策で動き出すかを決定していきます。ビデオは1ヶ月間の住民の取組みの様子やその結果を紹介しています。

(ビデオ約20分間)

津止委員：

2003年の4月は17件あった空き巣被害が、対策を始めて1ヶ月でわずか4件になり、半年後の9月には初めてゼロになりました。

私たちは地域の中に生活をしていて、様々な問題を抱えています。その問題は、私たち一人ひとりの自己責任で解決できるものもあるけれども、限りがあります。自己責任で解決できないことを地域の問題として捉え、どのように解決していくのかを住民みんなで考えて実践をしていくことが地域福祉ではないでしょうか。問題点を把握し、そこに対応する計画を作り、実践をし、チェックをする。チェックも5段階に分け、1は失敗もしくは問題が大きくなった、5は順調、問題が解決したというように評価を行います。このようにplan-do-checkができる体制を作ることが地域福祉計画ではないかと思えます。

番組「ご近所の底力」から読み取ることは、自分たちの住む地域にどのような問題があるのか、生活問題の「気づき」です。解決すべき問題が地域にあると住民が気づくことが大切なのです。ビデオで見た住民の取組みを、甲賀市の地域の中においてどのような形で具体化していくのか、そこが問われているように思います。

【資料】甲賀市における地域福祉(活動)計画の課題と方向

地域福祉推進の背景と必要性

(1)社会と個人、そして中間集団の変容

以上のことから、地域福祉の推進がいかに必要であるかがわかると思います。社会や人々の生活、私たちが所属している様々な中間集団(町内会や老人会、老人クラブ、婦人会、女性会、子ども会、青年団など)や、家庭機能は変容し、住民関係は弱体化しています。昔のように住民同士が近い関係にある地域社会は夢のまた夢になってしまいました。しかし、新しい形の地域社会のあり方を作ることはできるのではないかと。

少子高齢社会は益々進行し、産業構造の転換、経済不況の長期化など、私たちが取り巻く環境はかつてとはくらべものにならないほど激動の時代に入っています。時代認識をすることは非常に重要であり、こうした時代の中で、高齢者や障害者、子ども、一人親家庭、子育て家庭、青年、中高年の生活課題は顕在化してきています。

よく耳にする高齢社会とは何かといいますが、高齢社会の定義は、総人口に占める65歳以上の人の割合が14%を超える社会のことをいいます。しかしこの説明は単に構成比をいっているだけであって、65歳以上の人々が住み暮らす社会とはどのような社会なのかには答えていないのです。お年寄りが多く暮らす社会において、お年寄りがどのような生活を余儀なくされているのか、

このことを私たちは考えていく必要があると思います。少子社会についても同じです。

また、従来の社会問題に加えて、失業や自殺、ホームレス、家庭内暴力、高齢者虐待、子ども虐待、育児放棄、不登校、ひきこもり、心の病、事件の加害者が子どもであることも珍しくないなど、新たな社会問題が発生していることが現在社会の特徴であります。こういった社会背景を考えることが実際は問われているのだと思います。

(2)地域社会への着目 - 問題解決手法としての関係性と当事者性

では、私たちはどのような対応策をもって立ち向かうべきなのでしょう。ビデオで見た空き巣対策を行った馬橋区の取り組みを例にしますと、空き巣から自らを守るには、もはや一人ひとりの対策では解決できる問題ではなくなっていました。この空き巣問題を個別の問題としてではなく、地域全体で取り組む問題として着目したことに大きな意味があります。このように、地域社会に着目することの理由は、問題を解決する手法としての特徴が地域社会にあるからです。馬橋区の住民は、空き巣に狙われる被害者であると同時に、空き巣から自らの生命や財産を守るべく対策を打つ、問題解決の主体でもありました。同じ地域の中に被害者と主体という2つの側面がある、だから地域社会や地域福祉を推進する必要があるのです。こういったところに着目しながら、甲賀市における地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定に向けて皆さんと議論を深めていけたらと思います。

1. 甲賀市における地域福祉(活動)計画

地域福祉計画、地域福祉活動計画の経緯をみていきたいと思います。地域福祉計画は、2000年6月の社会福祉事業法の改正により、社会福祉法に新たに規定された項目であります。地域福祉計画策定の審議を経て、3年後の2003年4月にこの規定が具体的に施行され、全国の市町村及び都道府県において地域福祉計画を策定することとなりました。滋賀県においては、全国に先駆けて2000年3月に滋賀県健康福祉総合ビジョンを県全体の計画として策定しています。このビジョンは、健康と福祉を統合した滋賀県の新しいイメージを作っており、このビジョンが、これから市町村がつくっていく地域福祉計画を支援する大きな計画となっています。2000年の社会福祉法制定、滋賀県総合福祉ビジョンの策定、2003年の地域福祉計画の規定施行、そして2004年10月の旧5町の合併に先立って、甲賀市は「新市建設計画」という新しいビジョンを策定しています。この計画の中に甲賀市の新しいまちづくりのビジョンが明記されています。全国 - 滋賀県 - 甲賀市といった流れや旧5町の既存の計画を受けて、合併後の先行市としての地域福祉計画、地域福祉活動計画を作っていくことが重要であろうと思います。

(1)既存分野計画の内容と地域福祉計画との重複並びにその関係

旧5町で作られた既存の社会福祉計画(児童・高齢・障害・介護保険・男女共同参画・基本計画等)と、これから作っていく甲賀市地域福祉計画はどのように関係していくのでしょうか。関連行政部課による既存計画の特徴と内容、到達点と残された課題、相互計画の関連性を地域福祉の視点から検証・分析しておく必要があると思います。

また、甲賀地域合併協議会は、新市の将来像を「みんながつくる『すみよさと活気あふれるまち』」として新市建設計画に明示しています。「みんながつくる・すみよいまち・活気あふれるまち」この新しい町のイメージを、地域福祉計画にどのような形で落とし込むことができるか、このことを議論していかなければなりません。さらに、新市まちづくりの基本方針の柱の一つに「地域が一体となって支えあう健康・福祉のまちづくり」があります。この基本方針を地域福祉計画としてどのように実現していけばよいのか、委員の皆様のご意見・お知恵を拝借したいと思

っております。

(2)社会資源一覧 (3)行政統計資料・指標

地域を知るには、地域を構成している様々な指標(住民組織・企業・NPO・ボランティア・福祉団体・地域組織・文化・伝統行事など)をもって社会資源を整理する必要があります。さらには、人口・世帯、産業構成、人口流動等の行政統計資料を旧5町ごとのデータを踏まえて地域福祉計画の中身に反映させる必要がありますので、作業部会において、これらの作業を進めていきたいと思っています。

2. 計画策定手法の課題と方向

計画策定にあたっては、まず、甲賀市における既存の計画や上位の計画(滋賀県健康福祉総合ビジョンなど)との整合性や関連性に配慮しなければいけません。甲賀市のグランドビジョンに逆行した地域福祉計画を作ることはできませんし、滋賀県の大きな枠組みの中で甲賀市の問題を解決していくことが大切です。

次に、特徴ある先行自治体の経験に学ぶ事です。資料「厚生労働省『地域福祉計画』ホームページより抜粋」47ページをご覧ください。吹田市千三地区では「地区の福祉を語るつどい」という住民参加の地域検討会を何度も行い、計画を策定しています。甲賀市には23の小学校区があります。23の学区の中には190を超える字があります。これらの単位でどのような住民懇談会を開催できるのかを皆様と一緒に具体的に考えていきたいと思っています。少なくとも23の小学校区での住民参加の懇談会は実施したいと思っています。また、39ページの京田辺市では、「地域福祉を考えるワークショップ」を開催しています。資料の先行例を参考に、甲賀市では、23の小学校区に加えて、いくつかの字における懇談会は、ワークショップ形式で住民自らが地域の課題を捕らえて地域づくりに対して様々な提案をしていく手法が良いのではと思います。また、59ページの豊中市は、階層別問題別に様々な調査を行い、地域にある解決すべき問題を析出する作業を徹底して行っています。私は、甲賀市の解決すべき課題を探し当てるために、市民アンケート調査を行いたいと思っています。市民アンケート調査では、量的な把握はできても具体的な課題を明らかにすることは困難ですから、アンケート調査に加えて、質的な調査となるワークショップや個別分野ヒアリング、意見聴取、事例収集等を行いたいと思っています。こういった作業を経て、今甲賀市で最も解決が求められている問題は何か。いくつかある課題の中から、この5年、10年の間に私たちはどこに重点を置き、何に集中して議論を行うのか。つまり「問題の選択と集中」です。そして、限られた資源をいかに地域福祉計画の中で活かしていくのか「戦略的設定」が重要です。

最後に、孫子の言葉を引用しました。「彼を知り己を知らば百戦あやうからず」。ここでいう彼とは働きかけの対象であり、解決しなければならない課題でもあります。己とは、解決のために投入できる資源です。地域の課題や働きかけの対象、そして地域の資源を熟知すれば、地域福祉計画や様々な活動が失敗に終わることは無い、このように私は考えています。

地域福祉計画は、具体的な建物を建てるものでも、お金を投入する計画でもありません。人と人との力を組み合わせ、住民参加によって作り上げていくものです。住民参加を活発にし、まちづくりを成功させる鍵は、住民のモチベーションを高めることであり、モチベーションというのは社会的に評価を受けること、つまり、自分達の取り組みが他の地域住民に注目されることでより高まるのです。

さらに、地域の中で住民が主体的に取り組むことが、実は行政や社会福祉協議会の活動を飛躍

的に発展させる原動力にもつながるのです。したがって「活動は地域の住民たちが勝手にやっています」ではなく、行政や社会福祉協議会は、住民と膝を突き合わせて、人と人との組織づくりに大いに力を発揮していただきたいと思います。そういったことを理解した上で甲賀市の地域福祉計画、地域福祉活動計画を作っていくことが重要であると思います。

事務局：津止先生、ありがとうございました。それでは、次第の4にあたります、協議事項に移りたいと思います。まず、資料「甲賀市地域福祉計画策定委員会設置要綱」をご覧ください。

4 協議事項

【資料】甲賀市地域福祉計画策定委員会設置要綱（事務局より読み上げ）

（1）地域福祉計画策定委員長・副委員長の選出について

事務局：設置要綱第5条にありますように、委員会には委員長及び副委員長を委員の互選により定めることとなっております。

委員：事務局より案はありますか？

事務局：事務局といたしましては、当初から相談等に関わっていただいております関係上、委員長には津止先生を、副委員長には金子さんをお願いしたいと思っております。ご異議がございませんでしたらそのようにさせていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

委員：異議なし

事務局：異議なしのお声をいただきましたので、委員長に津止先生、副委員長には金子さん、よろしくごお願い申し上げます。それでは、要綱にもありますように、以後の会議の進行は委員長が議長となるとありますので、ここからは津止委員長よりごお願い申し上げます。

津止委員長：

改めまして、ご挨拶をさせていただきます。2年間皆様方と共に計画策定に向けて努力していきたいと思っております。地域福祉計画は、合併後初めての大きな取り組みであり、全国的にみても市町村合併後の計画策定はあまり例がないのではと思います。そういった意味でも全国の先駆け、前例となるような計画を作る意気込みであります。よろしくお願いいたします。

金子副委員長：

ただいま選任いただきました金子です。若輩者ですが、どうぞよろしくお願いいたします。私は、二十数年前に共同作業所を立ち上げたときからずっと、障害をもつ人と関わって参りました。知的障害をもつ人の権利擁護事業や精神障害者の虐待の問題等にも携わっており、甲賀市におい

でも社会に浮かび上がっていない障害者や家族が抱える問題がたくさんあることを感じています。津止先生のお話にもあったように、生活問題は連動してあるものだと思っております。まだ社会に浮かび上がってきていない障害者の抱える問題がこの計画のなかに、声として、ニーズとして反映されるような委員会になっていければと切に望んでおります。どうぞよろしく願いいたします。

(2) (仮)甲賀市地域福祉計画について

委員長：それでは、資料「(仮)甲賀市地域福祉(活動)計画について(案)」をご覧ください。内容については、事務局よりお願いします。

事務局：

考え方を述べたものでありますが、行政と社協とが連動して作らせていただいたものでございます。計画の目的・理念や策定スケジュール等について説明をさせていただきます。

(資料読み上げ)

- ・計画の目的・理念
- ・策定期間
- ・達成目標年数
- ・計画のイメージ：図の説明 新市建設計画・総合計画がまずあり、地域福祉計画・地域福祉活動計画を中心に、個別計画とそれぞれリンクするイメージ
- ・計画策定委員会：メンバーについては、当初の構成案のままとなっており、実際は、この団体の中からメンバーを選ぶと考えている。
- ・ワーキンググループ：「いいまちづくり隊」「いいまち考え隊」役割分担
小地域ワークショップは23の学区で行う(190の字は無理)
- ・策定スケジュール

5 その他 質疑

委員長：この案は、4月の時点で作成した内容です。ご意見等ございましたらお願いいたします。

「地域福祉計画策定委員会設置要綱」はあるが、社協の活動計画の要綱はなぜないのか
2つの計画は本来別ものであるから、要綱もそれぞれ必要ではないか？

《社協より返答》社協内で検討し、地域福祉活動計画策定委員会設置要綱を作成する。

計画のイメージ図について。地域福祉計画と活動計画の間に同和地区福祉計画があるが、この位置でいいのか？

《市より返答》当初、同和地区福祉計画は地域福祉計画と合体した計画として検討していたが、同和地区福祉計画は個別計画としてより詳細に掘り下げることに決定した。しかし同和問題の理念や基本部分は地域福祉計画の中に入れるという意味合いで、このようなイメージ図になっている。

目的・理念について人権に関する文言が1行も入っていないが、入れておくのは当然だと思うが。
《市より返答》次回策定委員会までに文言を入れておく。

情報公開について。策定委員会は一般に公開するのか。議事概要の公開はどうするのか。

《市より返答》策定委員会は個人情報保護の関係もあり、公開の予定はない。

議事概要については、市の情報公開条例に従い、事務局がまとめ、内容を委員の承諾を得た後、議事録としてホームページ上で公開する。

策定委員について。設置要綱に策定委員は15名と定めているのに、オブザーバーも参加していいのか？また、拡大委員会の発言権はどう捉えるのか。

《委員長より》委員の15名以外にもオブザーバーとして参加してもらい、ワーキンググループとして計画策定に向けて発揮してもらいたいと考えている。ただし、オブザーバーのメンバーを明確にしておく必要はある。また、発言権については、オブザーバーの発言が直接計画内容に影響することはない。策定委員会と同じ権限ではない。拡大委員会は意見を様々な分野の団体から意見を吸い上げるためにも必要と考えている。

策定委員会の開催回数は決まっているのか

《事務局より》2年間で10回程度を想定している。定期的に行うのではなく、計画策定の進捗状況によって実施する考え。

委員長：他にございませんでしょうか。今回、答えの出なかった質疑につきましては、行政と社協、担当部局等で話し合う時間を持ち、次回の策定委員会にて報告いただきたいと思います。それでは第1回甲賀市地域福祉(活動)計画策定委員会を終了いたします。